

四国横断自動車道 勝浦川渡河橋の整備に関する環境保全検討委員会規約（案）

（名 称）

第1条 本委員会は、「四国横断自動車道 勝浦川渡河橋の整備に関する環境保全検討委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 委員会は、四国横断自動車道勝浦川渡河橋の整備にあたって、生物の生息・生育環境の保全対策を検討するため、専門家から必要な指導、助言を得ることを目的とする。

（業務内容）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する検討を行うものとする。

- 1) 橋梁の設置に起因する環境への影響
- 2) 環境保全対策
- 3) モニタリング調査に係る調査の項目、方法及び評価
- 4) その他、目的達成に必要な事項

（委 員 会）

第4条 委員会は、委員及びオブザーバー（以下「構成員」という。）をもって構成する。その定義は以下のとおりとする。

- 1) 委員・・・委員会の目的を遂行するための専門的知見を有し、公平な立場で検討内容について審議（指導、助言）を行う者
 - 2) オブザーバー・・・審議に際し、公平な立場で有益な情報等を提供する者
- 2 委員会の構成員は別表のとおりとする。
 - 3 委員会には、委員長を置き、委員長は委員の互選とする。
 - 4 委員長は、委員会の運営と進行を統括する。
 - 5 委員長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くこと。
 - 6 委員長がやむを得ずその職務を遂行できない時は、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（情報の取扱い）

第5条 委員会は原則公開とする。

- 2 情報の取扱い方法等は、別表細則によるものとする。

（事 務 局）

第6条 委員会の事務局は、四国地方整備局徳島河川国道事務所に置く。

（そ の 他）

第7条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮り定めるものとする。

- 2 本規則の改正については、委員会に諮り定めるものとする。

附則

（施行期日）

この規約は、平成27年10月15日から施行する。

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

この規約は、令和7年12月1日から施行する。

<別 表>

四国横断自動車道 勝浦川渡河橋の整備に関する環境保全検討委員会
構成員

[委員：五十音順]

| 構成員 種別 | 所属、役職 | 専 門 | 氏 名[敬称略] (ふ り が な) |
|-----------|--------------------------------------|--------|-------------------------|
| 委員長 | 徳島大学 環境防災研究センター 名誉・客員教授 | 沿岸域工学 | 中野 晋 (なかの すすむ) |
| 委員 | 佐那河内いきものふれ合いの里 ネイチャーセンター センター長 | 昆 虫 | 大原 賢二 (おおはら けんじ) |
| 委員 | 徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授 | 生態系管理 | 鎌田 磨人 (かまだ まひと) |
| 委員 | 徳島県植物誌研究会 会長 | 植 物 | 木下 覺 (きのした さとる) |
| 委員 | 港湾空港技術研究所 沿岸環境研究領域長 | 鳥 類 | 桑江 朝比呂 (くわえ ともひろ) |
| 委員 | 高知工科大学 システム工学群 教授 | 景観デザイン | 重山 陽一郎 (しげやま よういちろう) |
| 委員 | 徳島大学 名誉教授 | 風工学 | 長尾 文明 (ながお ふみあき) |
| 委員 | 徳島大学 名誉教授 | 構造工学 | 成行 義文 (なりゆき よしふみ) |
| 委員 | 吉備国際大学 農学部 海洋生物学科 教授 | 水産生物 | 濱野 龍夫 (はまの たつお) |
| 委員 | 和歌山県立自然博物館 館長 | 底生生物 | 和田 恵次 (わだ けいじ) |
| オブザーバー | 徳島県 県土整備部 高規格道路課長 | | 西岡 治彦 (にしおか はるひこ) |

<別表細則>

「四国横断自動車道 勝浦川渡河橋の整備に関する環境保全検討委員会」 における情報の取扱い細則

規約第5条に基づき、情報の取扱い方法等を下記のとおり定める。

1 開催時の情報公開

- (1) 議事は、原則公開とする。
- (2) 円滑な運営を図るため、ビデオ、写真撮影は、冒頭の事業者挨拶までとする。
- (3) 動植物ならびに個人情報の保護の必要がある資料については、非公開とする。
- (4) 委員会が公開可能と認めた資料については、公開することができる。

2 資料の情報公開

- (1) 資料（議事の説明資料、配布資料）は原則公開する。ただし、1（3）の資料は、委員に限り配布するものとし、必要に応じ回収する。
- (2) 1（3）の資料を除いた資料は、委員長に確認を得た後、四国地方整備局徳島河川国道事務所のホームページで閲覧できるものとする。

3 議事内容の情報公開

- (1) 議事内容の情報公開は、委員会終了後、事務局が速やかに概要を作成し、委員長の確認を得た上で、公開する。